資料３

吉野町まちづくり基本条例
「情報公開（含会議の公開)」、「個人情報保護」、「町民・子ども・事業者の権利・役割・責務」

条文素案修正版

情報公開・共有、会議の公開

審議会意見	○特になし。

A）条文素案修正版

（情報の公開と共有）
第○○条　町民は、法令等により制限される場合を除いて、町に対しその有している情報を取得し共有する権利を有します。このため、町は、町政に関する情報を積極的に町民に公開し、町民に対して説明する責務を果たします。
２　町は、町民が容易に情報を得られるよう、仕組み及び体制の整備について必要な措置を講じなければなりません。
３　町は、町民への情報の公開及び提供にあたっては、広報誌、ホームページその他多様な方法を活用し、可能な限り町民各層に届くよう努めます。
４　町は、常に町政運営に必要な情報の収集に努めるとともに、その保有する情報を適正に管理しなければなりません。

（会議の公開）
第◎◎条　町は、法令又は条例等に特別の定めがあるものを除き、審議会等の会議、会議録及び会議資料を原則として公開しなければなりません。
２　町は、審議会等の会議を開催しようとするときは、会議名、開催日時、会場、議題、傍聴の方法その他必要な事項を事前に公表しなければなりません。

B）逐条解説書に盛り込むべきこと

○情報公開・共有の意味。
○会議の公開の意義。

個人情報保護

審議会意見	○吉野町においても、災害時に民生委員・区長に個人情報を提供できる仕組みが動き出す。　→　第3項に盛り込み済み。

A）条文素案修正版

（個人情報保護）
第□□条　町長をはじめ執行機関は、情報の共有に当たっては、吉野町個人情報保護条例で定めるところにより、個人の権利と利益が侵害されることのないように、個人情報を保

護するため適切な措置を講じなければなりません。
２　町は、保管する個人情報について、町民が自己に関する情報の開示、訂正等を求める権利に対して必要な措置を講じなければなりません。
３　町長は、災害対応及び福祉に関わる公益目的の諸活動を行う場合には、法の規定に基づき、個人情報を一定の手続を経て団体等に提供することができるものとします。

B）逐条解説書に盛り込むべきこと
○災害時の個人情報保護の扱い（災害対策基本法等)。情報を提供できる団体等。
○災害時の個人情報保護の扱い（災害対策基本法、防災基本計画の改訂を反映)。
○情報を提供できる団体とその要件。
○運用や検討、見直しのプロセスにおける町民参加の保障。

町民の権利と役割、責務

審議会意見	○まちづくりへの参画を強く打ち出せないか。 →　参加する権利もあれば参加しないでも不利益をこうむることはないと第２項に盛り込んでいる。

A）条文案

（町民の権利）
第☆☆条　町民は、自治体における自治の主体であり、年齢、性別、国籍、障がいのあるなし等にかかわらず平等に町政や地域の自治活動、まちづくりに参加・参画する権利を有します。
２　前項に規定する町民の権利は、公共の福祉に反しない限り最大限に尊重され、その権利の行使に際しては不当な扱いを受けません。

（町民の役割、責務）
第◇◇条　町民は、住みよいまちをつくるために、自らの行動と発言に責任を持ち、積極的にまちづくりに参加、参画するように努めなければなりません。
２　町民は、まちづくりへの参画に当たっては、公共の福祉、将来世代、地域の発展及び環境の保全に配慮しなければなりません。
３　町民は、町民同士ならびに町と連携、協働しながら、安全、安心に暮らせる地域づくりに取り組むよう努めなければなりません。
４　町民は、行政サービスに伴う必要な負担をするものとします。

B）逐条解説書に盛り込むべきこと
○まちづくりの意味（条文で定義する用語とも関連)。
○近隣から全町レベルまでの各段階への参画の権利を有すること。
○さまざまな参加・参画の形があること。
○まちづくりへの参加は強制されるものではなく、あくまで自発的、自主的に行われるべきものであること。

子どもの権利

審議会意見	○子ども関係者の意見を聞く必要はないか。 →　検討する。 ○子どもが郷土を知り郷土愛を育む機会を得られる、という主旨のことが入らないか。

A）条文素案

（子どもと青少年の権利）

第※※条　青少年及び子どもは、地域社会の一員として尊重され、健やかに育つ権利を有し、それぞれの年齢に応じてまちづくりに参加、参画することができます。

２　町民及び町は、青少年及び子どもが、まちづくりに参加、参画する機会の充実に努めなければなりません。

３　町民及び町は、安心して子育てができ、将来の担い手である青少年及び子どもがふるさとを大切に思い、健やかに育ち、かつ心豊かに学び、成長できる環境づくりに努めなければなりません。

B）逐条解説書に盛り込むべきこと

○町民および町は、青少年と子どもを見守る義務があること。

○子どもや青少年に関する国際的な権利の解説。

○郷土を知り郷土愛を育む機会と地域誇りをもった子どもたちへの「ふるさと教育」の取り組みの方向について

事業者の権利と役割、責務

審議会意見	○特になし。

A）条文素案

（事業者の役割と責務）

第△△条　事業者は、地域社会を構成する一員としての社会的な責務を自覚し、地域社会との調和を図り、住みよい魅力あるまちづくりの推進に寄与するよう努めるものとします。

２　事業者は、事業活動を行うに当たり、自然環境及び生活環境に配慮するよう努めなければなりません。

３　事業者は、町民や町と連携、協働して地域課題の解決、災害時の相互支援等に取り組むものとします。

B）逐条解説書に盛り込むべきこと

○企業の社会的責任の動向や、地域社会での役割・期待。